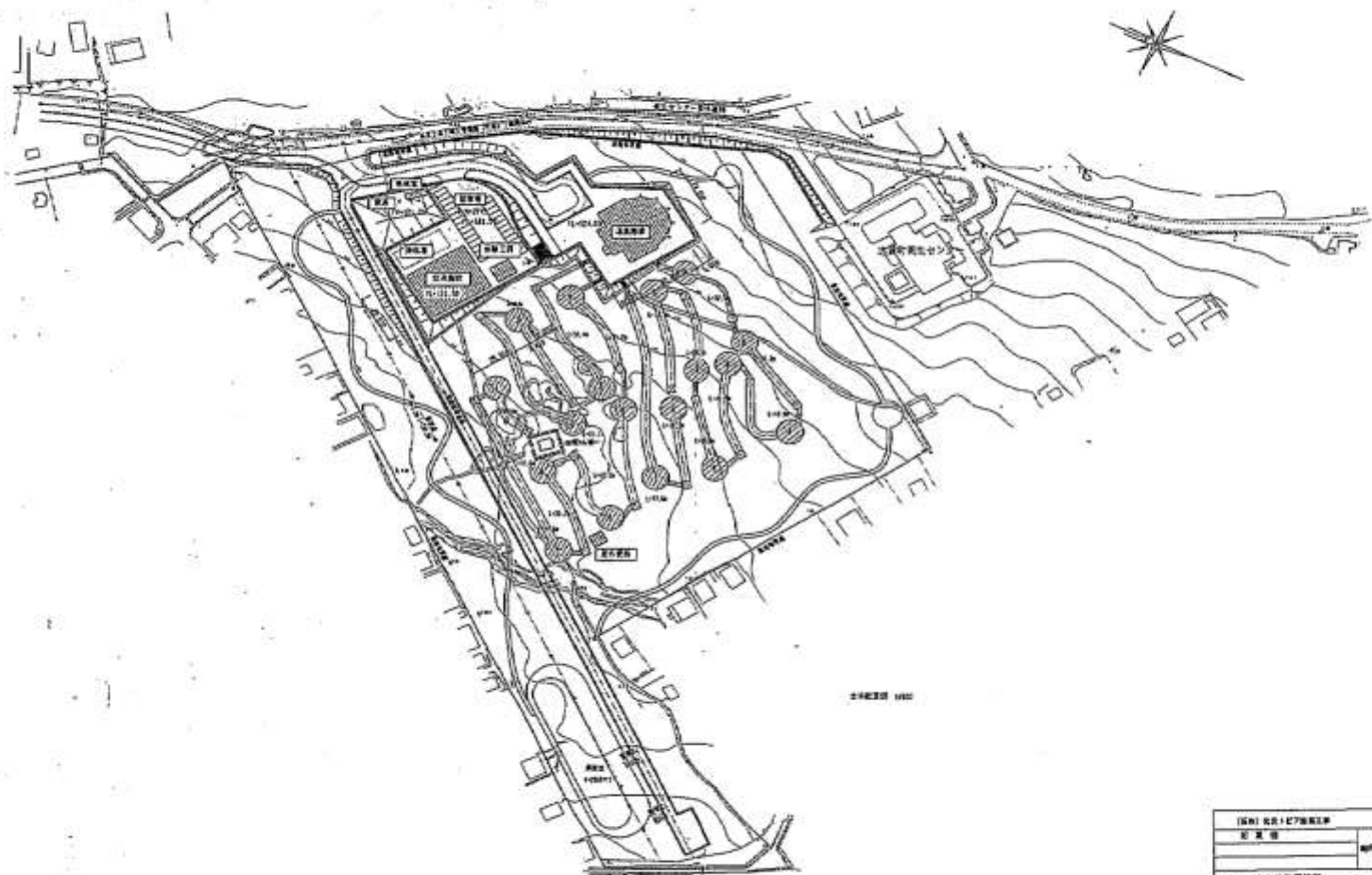


添 付 資 料

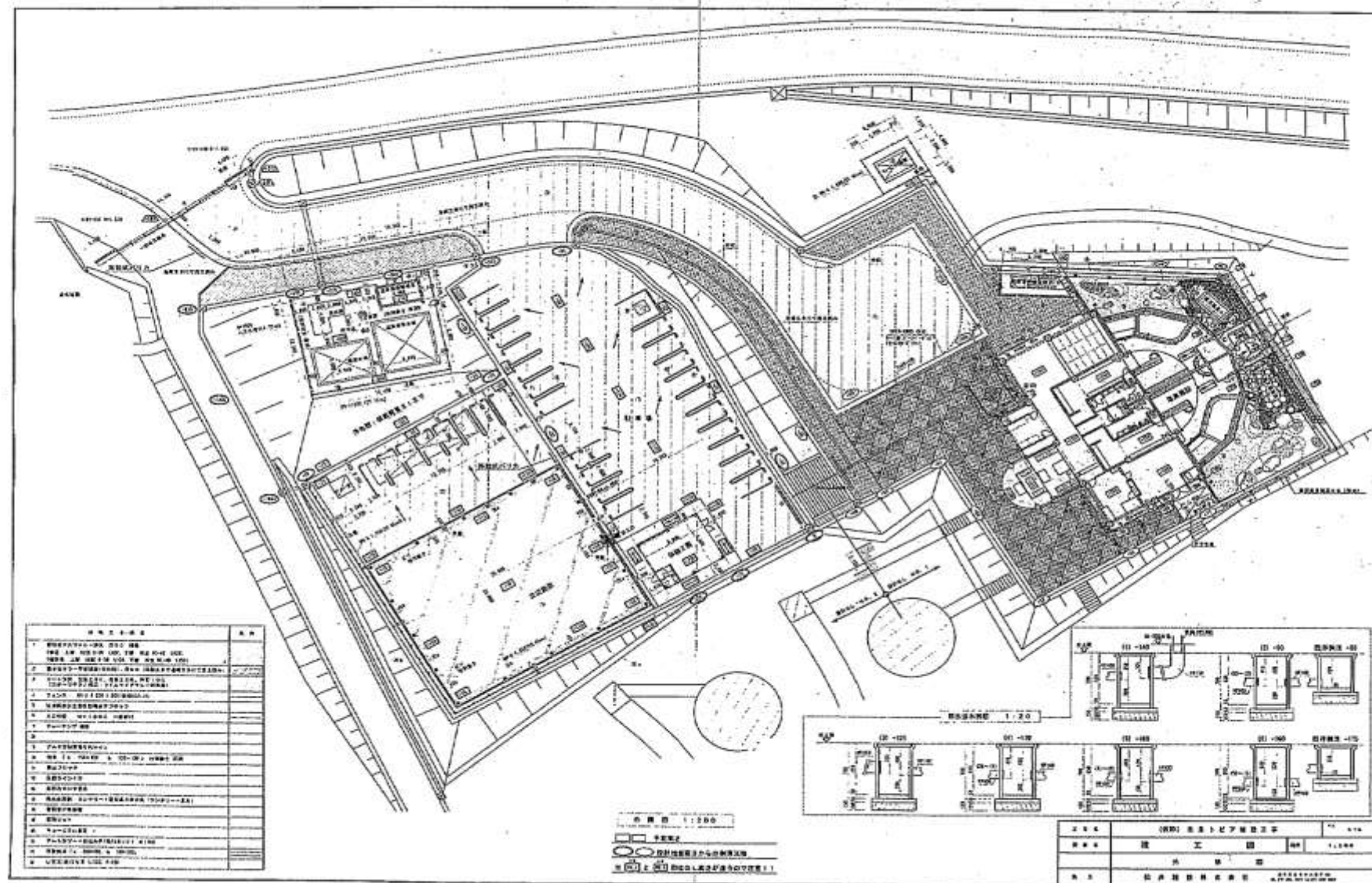
- ・ 位置図
- ・ 平面図
- ・ 資料
- ・ 備品台帳
- ・ 条例
- ・ 規則
- ・ 文書管理上の留意事項
- ・ 個人情報取扱特記事項
- ・ 指定管理者の情報公開の推進に関する指導指針

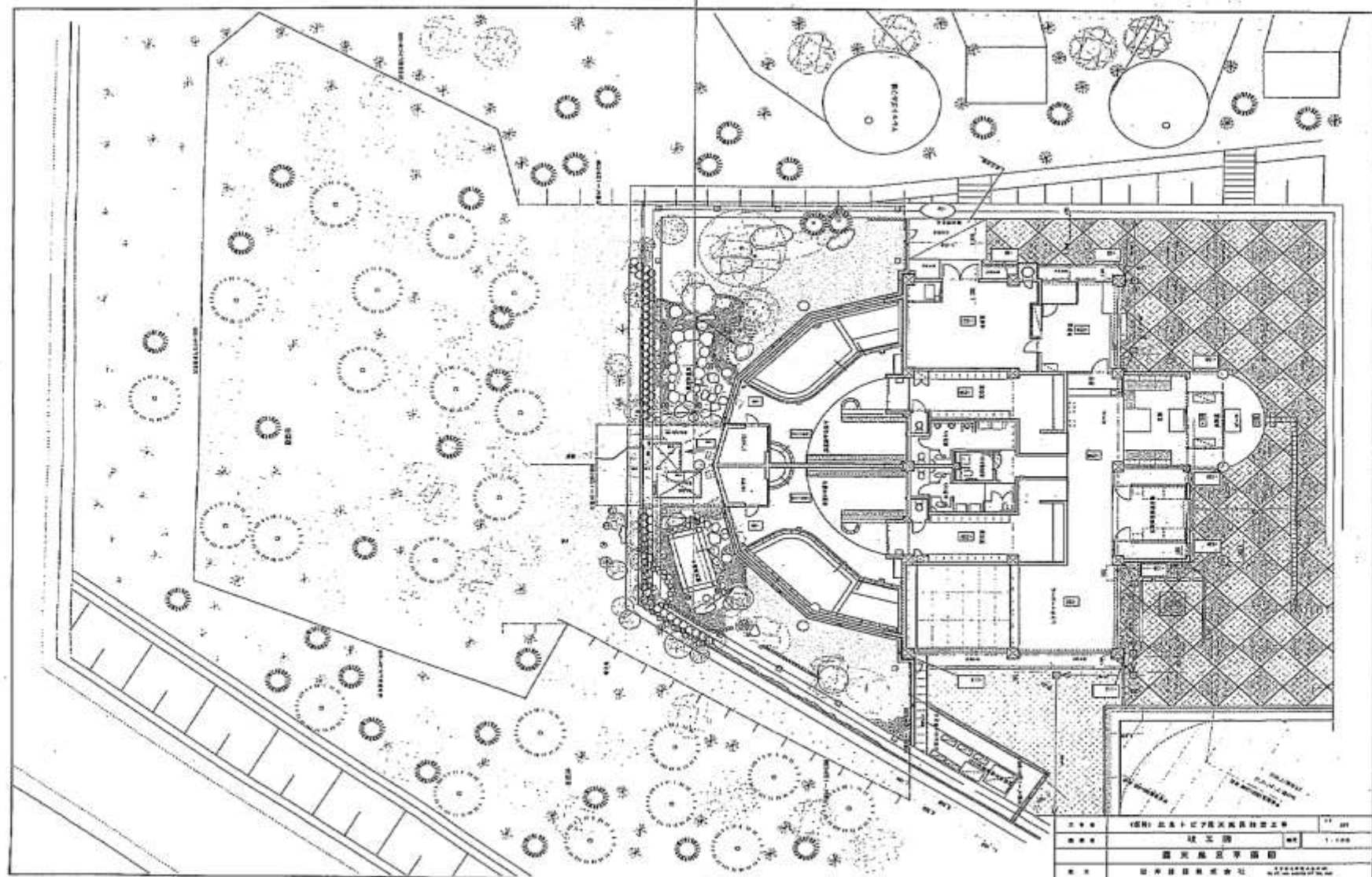




全図縮尺 1/1000

図名	駅舎・待合室・トイレ	図例	1/1000	1/1000
図号		図例		
作成者	大田建設事務所	図例		
図例	大田建設事務所	図例		





比良とびあ 利用実績

浴場

(単位:人)

	高齢者	大人	小人	高齢者 (回数券)	大人 (回数券)	小人 (回数券)	合計
令和 5 年度	18,260	52,982	10,523	14,306	9,413	1,609	107,093
令和 6 年度	19,217	56,211	11,083	15,080	9,727	1,549	112,867
令和 7 年度	19,517	58,463	10,726	14,783	9,379	1,107	113,975

マレットゴルフ

(単位:人)

令和 5 年度	622
令和 6 年度	525
令和 7 年度	448

屋根付多目的広場

(単位:件)

令和 5 年度	680
令和 6 年度	530
令和 7 年度	300

調理等実習室

(単位:件)

令和 5 年度	0
令和 6 年度	0
令和 7 年度	0

(参考)

令和 9 年 3 月 3 1 日まで

1 浴場の利用料金の上限額

単位 区分	1 人 1 回につき	回数券 (11 枚綴り)
小学生等及び障害者等	410 円	4,100 円
高齢者	500 円	5,000 円
上記以外の者	620 円	6,200 円

令和 9 年 4 月 1 日から

1 浴場の利用料金の上限額

単位 区分	1 人 1 回につき	回数券 (11 枚綴り)
小学生等及び障害者等	500 円	5,000 円
高齢者	600 円	6,000 円
上記以外の者	750 円	7,500 円

比良とびあの職員配置基準数

平日

職種	職務内容	職員 (人)	勤務時間	時間	人数 (人)
管理責任者	施設の管理総括責任者	1	8:00～22:00	8	1
管理副責任者	総括管理者の補佐	2	(交代勤務)	8	2
施設一般職員	施設等の管理業務	5	8:00～13:00	5	1
	受付・案内業務などの		13:00～17:00	5	2
	サービス業務		17:00～22:00	4	2
清掃管理職員	施設・マレットゴルフ	7	8:00～13:00	5	2
	コース等の清掃管理業		13:00～17:00	5	2
			17:00～22:00	4	3
合計		15			15

土日祝

職種	職務内容	職員 (人)	勤務時間	時間	人数 (人)
管理責任者	施設の管理総括責任者	1	8:00～22:00	8	1
管理副責任者	総括管理者の補佐	2	(交代勤務)	8	2
施設一般職員	施設等の管理業務	7	8:00～13:00	5	2
	受付・案内業務などの		13:00～17:00	5	2
	サービス業務		17:00～22:00	4	3
清掃管理職員	施設・マレットゴルフ	9	8:00～13:00	5	2
	コース等の清掃管理業		13:00～17:00	5	3
			17:00～22:00	4	4
合計		19			19

日常施設機械設備保守点検一覧表				
	機器名	作業項目		
電気関係設備	受電配電盤	信号灯、表示灯の点灯確認 各計器指示値の確認、記録		
	キューピクル式高圧受電設備	振動、音響、温度、臭気の点検 パイロット、計器の付属品、異物侵入等の点検		
	電磁開閉器	異音(うなり)の有無の確認		
	照明設備	照明機具の汚損、変色、錆び、変形の点検		
		管球の交換		
		グローランプの交換		
		トランス発熱の有無の点検		
		照度監視		
		外部点検		
空気調和設備	空気調和設備	フィルタの汚れ、付着物、破損の点検 温湿度感知器、ダンパの機能点検 ケーシング取り付け部、保温の破損の点検 吹き出し口、換気口の汚れの点検 空調機内部及びダクト内部の汚れ点検		
換気設備	送風機及び排風機	電動機の異常の有無の確認 羽根車ケーシングの汚れの点検 振動・異音の有無		
給水設備	ボイラー	水位計・圧力計の確認 給水・通風装置の点検		
	ろ過機	除毛器の清掃 薬注タンクへの薬品補充		
	薬液注入装置	液量の確認 外観点検		
	貯水槽・貯湯槽	外観点検		
衛生設備	洗面器	亀裂、破損、取り付けの緩みの点検 水栓及び接合部等より水漏れの点検 排水状態の点検		
	シンクタンク及びブラッシュバルブ	詰まり、汚れの点検		
		作動の点検		
		水量点検		
	小便器及び大便器	水漏れの点検		
		亀裂、破損、取り付けの緩みの点検		
		水漏れの点検		
		排水状態の点検		
給油(灯油)設備	配水管	水漏れの点検 排水状態の点検		
給油(灯油)設備		オイルストレージタンクの検討 オイルサービスタンクの点検		
火災報知器受信盤		電圧、表示灯の点検 発信器保護板の損傷の有無		

備品台帳

備品番号	物品番号	品名	取得価格	取得日	規格	備考
13972	30201999	机（スチール製）	112035	2002/3/29	執務テーブル ウチタ [®] 6-160-2620 W1600× D1600×H700 mm 天板木製	1-1-比良 1 事務所
33070	30203999	ロッカー（スチール製）	64995	2002/3/29	引き違い書庫 ウチタ [®] 1-277-0032 ガラス戸	1-3-比良 37 事務所
37179	30208999	金庫（スチール製）	191730	2003/2/24	セコム ピタゴラス 5 0	1-3-比良 101 事務所
39702	30215999	コインロッカー（スチール製）	124740	2002/7/15	コインロッカー アルファ NEO 5W 2 列 5 段	1-3-比良 95 事務所
43811	30999999	ベビーベッド	104370	2002/3/29	ラタンベビーベッド オリハ [®] ー 65-355-13 W840*D630*H940 mm	4-1-比良 53 女子更衣室
43812	30999999	ベビーベッド	104370	2002/3/29	ラタンベビーベッド オリハ [®] ー 65-355-13 W840*D630*H940 mm	4-1-比良 54 男子更衣室
43815	30999999	コインロッカー	223650	2002/12/17	コインロッカー アルファ NEO 8TX 3 列 8 段	1-3-比良 100 ロビー
103369	160102999	テレビ	82950	2011/3/29	地上デジタル液晶テレビ、40 インチ、フル ハイビジョン、 倍速機能、チューナー（地デジ 1、BS・CS 1） シャープ LC-40AE7	
384757	20999999	紙幣対応券 売機	842400	2017/10/20	芝浦製 KA-Σ 164NNF	
445380	240103101	熱交換ポン プ	167200	2025/3/25	荏原製作所 65LPD62.2E 三相 2.2kw 2極 60Hz 65口径	

○大津市温泉保養交流施設条例

平成17年12月26日

条例第96号

改正 平成23年12月19日条例第49号 平成25年3月22日条例第19号

平成26年3月17日条例第22号 平成28年6月29日条例第71号

平成31年3月25日条例第21号 令和3年9月29日条例第58号

令和8年3月25日条例第39号

(設置)

第1条 温泉及び自然を活かした保養、交流及びレクリエーションの場を市民に提供するとともに、本市の観光の振興を図るため、大津市温泉保養交流施設（以下「温泉保養交流施設」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 温泉保養交流施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 比良とびあ

位置 大津市北比良1039番地の2

(浴場及びマレットゴルフコースの利用料金)

第3条 温泉保養交流施設の浴場又はマレットゴルフコースを利用しようとする者は、その利用に係る料金（以下「浴場等の利用料金」という。）を、第9条の規定に基づき温泉保養交流施設の管理を行う者（以下「指定管理者」という。）に支払わなければならない。

2 浴場等の利用料金の額は、別表に定める額を上限として、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

3 浴場等の利用料金は、指定管理者の収入とする。

(浴場及びマレットゴルフコースの利用の制限)

第4条 指定管理者は、浴場を利用しようとする者が次の各号のいずれかに該当するとき、及びマレットゴルフコースを利用しようとする者が第1号、第2号又は第6号に該当するときは、その利用を拒否することができる。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。

(2) 浴場又はマレットゴルフコースの施設又は設備を汚損し、又はき損するおそれがあるとき。

(3) 伝染性の病気にかかっていると認められるとき。

(4) 泥酔していると認められるとき。

(5) 小学生以下の者について、保護者等が同伴していないとき。

(6) その他管理上支障があると認められるとき。

(屋根付多目的広場及び調理等実習室の使用の許可)

第5条 温泉保養交流施設の屋根付多目的広場又は調理等実習室を使用しようとする者は、あらかじめ、指定管理者に申請し、使用の許可を受けなければならない。この場合において、指定管理者は、屋根付多目的広場又は調理等実習室の管理上必要があると認めるときは、使用の許可について必要な条件を付すことができる。

2 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、屋根付多目的広場又は調理等実習室の使用を許可しない。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。

(2) 屋根付多目的広場又は調理等実習室の施設又は設備を汚損し、又はき損するおそれがあるとき。

(3) その他管理上支障があると認められるとき。

3 指定管理者は、屋根付多目的広場又は調理等実習室の使用の許可を受けた者（以下「屋根付多目的広場等の使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、又は使用の停止を命ずることができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(2) 使用の許可の条件に違反したとき。

(3) 前項各号のいずれかに該当したとき。

(平23条例49・一部改正)

(屋根付多目的広場及び調理等実習室の利用料金)

第6条 屋根付多目的広場等の使用者は、使用の許可の際に、その使用に係る料金（以下「屋根付多目的広場等の利用料金」という。）を、指定管理者に支払わなければならない。

2 屋根付多目的広場等の利用料金の額は、別表に定める額を上限として、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

3 屋根付多目的広場等の利用料金は、指定管理者の収入とする。

(利用料金の減免)

第7条 指定管理者は、市長が特別の理由があると認めるときは、浴場等の利用料金又は屋根付多目的広場等の利用料金（次条において「利用料金」と総称する。）を減額し、又は免除することができる。

(平28条例71・一部改正)

(利用料金の不還付)

第8条 既に支払われた利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(指定管理者による管理)

第9条 温泉保養交流施設の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者に行わせる。

(指定管理者の指定の基準)

第10条 指定管理者の指定の基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 温泉保養交流施設の利用に関し不当な差別的取扱いが行われるおそれがないこと。
- (2) 温泉保養交流施設の設置の目的に照らしてその管理を効率的かつ効果的に行うことができるものであること。
- (3) 温泉保養交流施設の管理を的確に遂行するに足りる人的構成及び財産的基礎を有するものであること。

(平25条例19・一部改正)

(指定管理者が行う管理の基準)

第11条 指定管理者は、温泉保養交流施設の開場時間及び休場日の定めに従い、温泉保養交流施設を適正に利用に供さなければならない。

2 前項の温泉保養交流施設の開場時間及び休場日は、規則で定める。

(平25条例19・一部改正)

(指定管理者が行う業務の範囲)

第12条 指定管理者が行う業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 温泉保養交流施設を利用に供する業務
- (2) 屋根付多目的広場及び調理等実習室の使用の許可に関する業務
- (3) 温泉保養交流施設の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (4) その他市長が定める業務

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、温泉保養交流施設の管理運営について必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年3月20日から施行する。ただし、第3条第2項及び第3項、第6条第2項及び第3項、第9条、第11条並びに第12条の規定は同年9月1日から、第10条の規定は公布の日から施行する。

(指定管理者を指定するまでの間の経過措置)

2 平成18年3月20日から同年8月31日までの間における次の表の左欄に掲げる規定の適用については、同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

第3条第1項	その利用に係る料金(以下「浴場等の利用料金」という。)を、第9条の規定に基づき温泉保養交流施設の管理を行う者(以	別表に定める使用料を納付しなければ
--------	--	-------------------

	下「指定管理者」という。)に支払わなければ	
第4条及び第5条	指定管理者	市長
第6条第1項	その使用に係る料金(以下「屋根付多目的広場等の利用料金」という。)を指定管理者に支払わなければ	別表に定める使用料を納付しなければ
第7条	指定管理者は、市長が 浴場等の利用料金又は屋根付多目的広場等の利用料金(以下「利用料金」と総称する。)	市長は、 第3条第1項又は前条第1項の使用料(以下「使用料」という。)
第8条	利用料金 指定管理者は、市長が	使用料 市長は、
別表	利用料金の上限額	使用料の額

(志賀町の区域の編入に伴う経過措置)

3 この条例の施行の日前に志賀町温泉保養交流施設の設置および管理に関する条例(平成14年志賀町条例第2号)第5条第1項の規定によりされた温泉保養交流施設の交流施設及び体験工房の利用の許可は、それぞれ、第5条第1項の規定によりされた屋根付多目的広場及び調理等実習室の使用の許可とみなす。

附 則(平成23年12月19日条例第49号)抄
(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年3月22日条例第19号)抄
(施行期日)

第1条 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成26年3月17日条例第22号)抄
(施行期日)

第1条 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成28年6月29日条例第71号)

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成31年3月25日条例第21号)抄
(施行期日)

第1条 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(大津市温泉保養交流施設条例の一部改正に伴う経過措置)

第43条 第42条の規定による改正後の大津市温泉保養交流施設条例(次項及び第3項

において「新条例」という。) 別表第 1 項及び第 2 項の規定は、回数券による浴場の利用の場合を除き、施行日以後の利用に係る浴場等の利用料金について適用する。

2 新条例別表第 1 項の規定は、回数券による浴場の利用の場合にあつては、施行日以後に交付した回数券による浴場の利用に係る利用料金について適用し、施行日前に交付した回数券による浴場の利用に係る利用料金については、なお従前の例による。

3 新条例別表第 3 項及び第 4 項の規定は、施行日以後の使用の許可に係る屋根付多目的広場等の利用料金について適用し、施行日前の使用の許可に係る屋根付多目的広場等の利用料金については、なお従前の例による。

附 則（令和 3 年 9 月 2 9 日条例第 5 8 号）

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 8 年 3 月 2 5 日条例第 3 9 号）

この条例は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 3 条、第 6 条関係）

（平 2 6 条例 2 2 ・平 2 8 条例 7 1 ・平 3 1 条例 2 1 ・令 3 条例第 5 8 ・令和 8 条例 3 9 ・一部改正）

1 浴場の利用料金の上限額

単位 区分	1 人 1 回につき	回数券（11 枚綴り）
小学生等及び障害者等	500 円	5,000 円
高齢者	600 円	6,000 円
上記以外の者	750 円	7,500 円

備考

- この表中「小学生等」とは、小学生及び小学校に就学するまでの 3 歳以上の者をいう。
- この表中「障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。
 - 市内に住所を有する者で、身体障害者福祉法（昭和 2 4 年法律第 2 8 3 号）第 1 5 条に規定する身体障害者手帳の交付を受けているもの
 - 市内に住所を有する者で、滋賀県知事から知的障害者の療育手帳の交付を受けているもの
 - 市内に住所を有する者で、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 2 5 年法律第 1 2 3 号）第 4 5 条に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているもの
 - 市内に住所を有する者で、介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 1 9 条第 1 項に規定する要介護認定又は同条第 2 項に規定する要支援認定を受けているもの
 - 前各号に規定する者を介護する者（前各号に規定する者 1 人につき 1 人に限る。）
- この表中「高齢者」とは、7 0 歳以上の者（障害者等に該当する者を除く。）をいう。

4 3歳未満の者は、この表の規定にかかわらず、無料とする。

2 マレットゴルフコースの利用料金の上限額

1人1回につき	220 円
---------	-------

3 屋根付多目的広場の利用料金の上限額

1時間につき	320 円
--------	-------

備考 1時間未満の端数があるときは、これを1時間とする。

4 調理等実習室の利用料金の上限額

1時間につき	220 円
--------	-------

備考

1 冷暖房設備を使用するときは、1時間につき100円を加算した額とする。

2 1時間未満の端数があるときは、これを1時間とする。

○大津市温泉保養交流施設の管理運営に関する規則

平成17年12月26日

規則第127号

改正 平成25年3月22日規則第24号

令和元年7月1日規則第10号

注 令和元年7月1日規則第10号から条文注記
入る。

(趣旨)

第1条 この規則は、大津市温泉保養交流施設条例(平成17年条例第96号。以下「条例」という。)第13条の規定に基づき、大津市温泉保養交流施設(以下「温泉保養交流施設」という。)の管理運営について必要な事項を定めるものとする。

(休場日)

第2条 温泉保養交流施設の休場日は、次に掲げるとおりとする。ただし、市長及び条例第9条の規定に基づき温泉保養交流施設の管理を行う者(以下「指定管理者」という。)は、特に必要があると認めるときは、その協議により、臨時に休業日に開業し、又は休業日以外の日に休業することができる。

(1) 火曜日(火曜日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(1月1日を除く。以下「休日」という。)に当たるときは、その日以後最初に到来する休日でない日)

(2) 12月30日から翌年1月1日まで

(開場時間)

第3条 温泉保養交流施設の開場時間は、次に掲げるとおりとする。ただし、市長及び指定管理者は、特に必要があると認めるときは、その協議により、臨時にこれを変更することができる。

(1) 浴場 午前10時から午後9時まで(受付時間は午後8時30分まで)

(2) マレットゴルフコース及び屋根付多目的広場 午前9時から午後6時まで

(3) 調理等実習室 午前9時から午後9時まで

(行為の制限)

第4条 温泉保養交流施設においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、市長の許可を得たときは、この限りでない。

(1) 物品を販売し、又は頒布すること。

(2) 業として写真を撮影すること。

(入場者の遵守事項)

第5条 温泉保養交流施設に入場した者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 温泉保養交流施設の施設又は設備を汚損し、又は毀損しないこと。
- (2) 他の入場者に迷惑を及ぼし、又はそのおそれのある行為をしないこと。
- (3) 所定の場所以外において飲食しないこと。
- (4) 温泉保養交流施設の施設及びその敷地内において喫煙しないこと。
- (5) その他係員の指示に従うこと。

(令元規則 10・一部改正)

(使用の申請及び許可)

第6条 条例第5条第1項の規定による申請は、使用しようとする日の7日前までに行わなければならない。ただし、指定管理者が、特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

2 指定管理者は、条例第5条第1項の規定による使用の許可を申請の順序に従い行うものとし、申請が同時のときは協議又は抽選により順序を定める。

(使用の許可を受けた事項の変更等)

第7条 条例第5条第1項の使用の許可を受けた者(次項において「使用者」という。)が、使用の期日その他許可を受けた事項を変更しようとするときは、あらかじめ、指定管理者に申し出てその承認を受けなければならない。

2 使用者は、屋根付多目的広場及び調理等実習室の使用を取りやめるときは、速やかに指定管理者に届け出なければならない。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成18年3月20日から施行する。ただし、第8条から第11条までの規定は公布の日から、第12条の規定は同年9月1日から施行する。

(指定管理者を指定するまでの間の経過措置)

2 平成18年3月20日から同年8月31日までの間における次の表の左欄に掲げる規定の適用については、同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

第2条	市長及び条例第9条の規定に基づき温泉保養交流施設の管理を行う者(以下「指定管理者」という。)は、特に必要があると認めるときは、その協議により	市長が特に必要があると認めるときは
第3条	市長及び指定管理者は、特に必要があると認めるときは、その協議により	市長が特に必要があると認めるときは
第7条	指定管理者	市長

附 則 (平成25年3月22日規則第24号) 抄

(施行期日)

第1条 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (令和元年7月1日規則第10号)

この規則は、公布の日から施行する。

文書管理上の留意事項

(基本的事項)

第1条 乙は、その業務に従事している者が文書等を取扱う際には、適正かつ円滑に処理し、散逸、汚損等のないようにするとともに、常にその所在及び処理の経過を明らかにしておくよう必要な措置を講じなければならない。

(文書等の保存期間)

第2条 乙は、処理が完結した文書等（以下「完結文書」という。）の保存年限を、大津市文書取扱規程第32条の規定に準じて定めるものとする。

(文書等の廃棄手続き)

第3条 乙は、甲の承認を得たうえで、保存年限が到来した完結文書を廃棄するものとする。
なお、完結文書の廃棄は、文書等の内容、媒体等に応じて、適正かつ確実な方法により行うものとする。

(文書等の引継ぎ)

第4条 乙は、指定管理者の指定期間が満了した後、若しくは法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定が取り消された後には、保存年限が到来していない完結文書又は甲の指示したものを甲又は甲の指定するものに引継がなければならない。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報(個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。)の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(責任体制の整備及び報告)

第2 乙は、この契約による事務における個人情報の取扱いの責任者及び業務従事者の管理体制及び実施体制を定め、甲に書面で報告しなければならない。

(秘密の保持)

第3 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(取得の制限)

第4 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を取得しようとするときは、その事務の目的を明確にし、当該目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な手段により取得しなければならない。

(適正管理)

第5 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(廃棄)

第6 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、保有する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第7 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を、契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、甲の指示がある場合は、この限りでない。

(複写又は複製の禁止)

第8 乙は、この契約による事務を行うため甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、甲が承諾したときは、この限りでない。

(再委託の禁止)

第9 乙は、この契約による個人情報を取り扱う事務を、第三者(乙の子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。))を含む。次項において同じ。)に委託してはならない。ただし、甲が承諾したときは、この限りでない。

2 前項ただし書の規定により、第三者に委託する場合にあつては、乙は、受託者に対し、

当該委託で取り扱う個人情報の安全管理が図れるよう、必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(資料等の返還)

第10 乙は、この契約による事務を行うため甲から提供を受け、又は乙自らが取得し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(従事者への周知等)

第11 乙は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと等、個人情報の保護に関し必要な事項を周知し、及び遵守させなければならない。

(調査)

第12 甲は、乙がこの契約による事務を行うに当たり、取り扱っている個人情報の状況について、定期に、及び必要に応じ随時に調査することができる。

(指示及び報告)

第13 甲は、乙がこの契約による事務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、乙に対して、必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

(事故報告)

第14 乙は、この個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、直ちに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(契約の解除)

第15 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項に定める義務を果たさない場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(損害賠償)

第16 乙は、この個人情報取扱特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより甲又は第三者が損害を被った場合には、その損害を賠償しなければならない。

注1 「甲」は委託者である大津市（実施機関）を、「乙」は受託者をいう。

2 委託等の内容にあわせて、適宜必要な事項を追加し、また不要な事項を削除することができる。

指定管理者の情報公開の推進に関する指導指針

(趣旨)

第1条 この指針は、大津市（以下「市」という。）が推進する公正で透明な信頼される市政の運営を確保するため、指定管理者の保有する公の施設の管理に係る情報の公開の推進に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この指針において「指定管理者」とは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により市が指定するものをいう。

2 この指針において「情報」とは、指定管理者の保有する情報であって、その管理を行う公の施設に係るものをいう。

3 この指針において「文書」とは、指定管理者の保有する文書であって、指定管理者の役員及び職員（以下「職員等」という。）が公の施設の管理を行うに当たって職務上作成し、又は取得した文書、図面、写真、フィルム及び電磁的記録であって、当該指定管理者の職員等が組織的に用いるものをいう。

(指定管理者の情報公開の公開等)

第3条 指定管理者に公の施設の管理を行わせる場合において、指定管理者を指定した実施機関（以下、「指定実施機関」という。）は、当該管理業務に関する基本方針や収支状況等に関する資料の公表など、情報の公開の実施が円滑に行われるよう、指定管理者へ必要な指導及び助言に努めるものとする。

2 指定管理者は、大津市情報公開条例（平成14年条例第4号）の趣旨を踏まえ、当該管理業務に関する基本方針や収支状況等に関する資料の公表など、積極的な情報の公開に努めなければならない。

(文書の提出)

第4条 指定管理者は、指定実施機関から文書の提出依頼があった場合は、当該文書を速やかに提出するよう努めなければならない。

附 則

この指針は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この指針は、令和4年8月1日から施行する。